

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能
及び配信能力に関するガイドライン(案)」の修正の概要

- ・修正前のガイドライン(案)では、配信・許可事業者が、配信や受信端末を設計・製造する際に必須となる機能・能力として、具体的な手段(例：サーバーや回線の冗長化)や内容(例：端末まで1秒以内にとどける)を示し、配信・許可事業者にそれに沿うことを求めていた。
部会でのご意見や配信・許可事業者への聞き取り調査の結果を踏まえ、修正ガイドライン(案)では、機能・能力の項目(例：気象庁から端末まで、配信をとぎれさせないようするための対策 端末までとどける時間)を示し、その具体的な手段や内容について、配信・許可事業者が端末利用者に公開・説明することを求めることとした。なお、これまで、「必須」や「推奨」として示していた手段や内容については、詳細説明に例示することとした。
- ・端末利用者に対しては、ガイドラインに加え、配信・許可事業者の公開・説明する機能・能力を参考にして、端末・配信を選択したり、緊急地震速報を利用することを推奨することとした。
- ・「ラジオの緊急地震速報(警報)の NHK チャイム音を検知した後に、ラジオの音量を上げて知らせたり、館内放送設備等を制御する装置」の扱いについては、修正前と同じくガイドラインの対象とはしないが、緊急地震速報(警報)を積極的に利用する目的で導入するものであり、端末との類似点があることから、製造・販売を行う事業者が利用者に対して行うべき公開・説明する事項を別に示すこととした。

部会のご意見

- ・ガイドラインが法的な規制を有していないとは言え、「必須」や「推奨」の文言は配信・許可事業者にととまどいや誤解を生じさせる。
- ・「必須」が多いとコストが上がり、結果として端末の普及を阻害させかねない。
- ・「冗長化」のように手段を項目にするのではなく「常時配信」のように目的が分かる項目にすべきである。

配信・許可事業者からの聞き取り結果

- ・ガイドライン案の必須項目を満たさなければ、それを補うための対応を説明したところで、利用者から排除されてしまうことを懸念している。
- ・ガイドライン案にあるサーバーの冗長構成や専用線等の仕様の内容については料金との兼ね合いで利用者が選べるものであるべき。